

市有財産賃貸借契約書（案）

貸主和光市（以下「甲」という。）と借主●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。（資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号を参照）

物件 番号	財産の名称	所在地（地番）	貸付箇所	貸付面積

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 第2条に掲げる賃貸借物件のうち、物件番号C－1として掲げるものを除く賃貸借物件の賃貸借期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 第2条に掲げる賃貸借物件のうち、物件番号C－1として掲げる物件の賃貸借期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 自動販売機の設置及び撤去日は、甲乙協議の上、前二項に定める各賃貸借物件の賃貸借期間内で甲が指定する日とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとす

る。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は年額金●●●●円とする。(資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号を参照)

物件 番号	財産の名称	所在地(地番)	貸付箇所	貸付面積

- 2 賃貸借料の中に、自動販売機の電気使用に係る電気料相当分の管理費を含むものとし、甲は別途電気料を請求しない。
- 3 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、前条に定める賃貸借料を、甲の発行する納入通知書により、毎年4月末日までに、その年度に係る賃貸借料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ)した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

- 2 賃貸借料は、所管課に支払うものとする。詳細は資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の土地の物件番号を参照すること。

(遅延損害金)

第8条 乙は、前条に定める納入期限までに賃貸借料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。ただし、遅延損害金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。
- 3 遅延損害金の支払い方法は、前条の規定を準用する。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場合において、乙に引渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第11条 乙は、本契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(管理義務)

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第14条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第15条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(責任者の明示)

第17条 乙は自販機に管理者ステッカー等連絡先を明示し、故障、問い合わせ及び苦情等について、乙の責任において即時対応しなければならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第19条 乙は、自動販売機の月ごとの売上本数及び売上高を、各年度の上半期及び下半期ごとにとりまとめ、上半期分は10月20日、下半期分は4月20日までに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(12) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(13) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

（中途解約）

第21条 乙は、貸付開始日から起算して1年を経過した日から、甲に対し、書面により本件契約について解約を旨とする協議を申し入れることができる。

2 前項の解約を旨とする申し入れは解約をしたい日の6か月前までにしなければならない。

（賃貸借物件の返還）

第22条 乙は、第4条に規定する使用期間が終了したとき、又は第20条及び第21条の規定により協定が解約されたときは、甲の指定する日までに、賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は破損したとき。

(2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

（損害賠償）

第24条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が、第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

（不当な要求の報告）

第25条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、本契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく報告等するよう措置を講じなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 第22条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第27条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第29条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県和光市広沢1番5号
甲 和光市
氏名 和光市長 柴 崎 光 子

住所
乙
氏名 印

